

議 長 お諮りします。日程第1「議案第39号松田町農業委員会委員の定数に関する条例」から日程第3「議案第41号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」までの3件の議案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に基づきます条例の制定及び条例の一部を改正する条例です。提案された3件の議案はすべて関連する議案ですので、一括議題個別審議とさせていただきたいと思えます。このように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この議案3件につきましては、一括議題個別審議とすることに決定いたしました。

議 長 日程第1「議案第39号松田町農業委員会委員の定数に関する条例」、日程第2「議案第40号松田町農業委員会委員候補者選考委員会条例」、日程第3「議案第41号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。定例会3日目、よろしくお願いを申し上げます。それでは、議長の御指示のとおり議案第39号から第41号まで一括で上程をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第39号松田町農業委員会委員の定数に関する条例を別紙のように制定する。平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、委員の定数等について制定をしたいので、提案するものでございます。

続きまして、議案第40号松田町農業委員会委員候補者選考委員会条例を別紙のように制定する。平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、委員の選出方法が変更されたため、提案するものでございます。

続きまして、議案第41号松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例及び松田町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成28年9月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、委員の選出方法が変更されたため、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。

それでは、日程第1「議案第39号松田町農業委員会委員の定数に関する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼観光経済課長 1枚おめくり願います。松田町農業委員会委員の定数に関する条例。趣旨といたしましては、第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、松田町農業委員会の委員の定数を定めるものとする。

(定数)第2条、松田町農業委員会委員の定数は8人とする。これは、先に説明申し上げました農業委員の選出方法の変更が、農業委員会法の改正に伴います第8条第1項におきまして、公選制から議会の同意を得て町長が選任する任命制に変わったと。上位法の改正に伴うものでございます。

では、続きまして、附則を説明させていただきます。

(施行期日)1、この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)2、次に掲げる条例は、廃止する。(1)松田町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例。それと、(2)松田町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例。

(経過措置)3、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の場合においては、本則の規定は適用せず、附則第2項の規定による廃止前の松田町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び松田町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定は、なおその効力を有する。これにつきましては来年、29年の7月の19日まで現農業委員会の委員のメンバーの任期が継続するというものでございます。

以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

2 番 田 代 先ほど、上程のありました議案第39号から41号、これについては上位法の絡

みで特に大きな問題はないのかなというふうには感じておりますが、よい機会ですので1点、農業委員会のあり方について質問をさせていただきます。

農業委員会の設置については、法改正によって農地が200ヘクタール以上の市町村が農業委員会を設置するという義務があります。松田町についてはこの数字いっておりませんので、200ヘクタール未満なんで、設置することができるという、多分できる規定だと思います。その中で、農業振興のために設置しているという認識があります。一つ、私感じているのが、農業委員会の仕事が許認可事務、法律で定められている許認可事務、そういったものが非常に少なく、事務局長決裁で終わる届け出が多いと思います。そういう中で、農業委員会のこの存続について、少し議論する必要があるんじゃないかということで質問させていただきます。

まず初めに、担当課長にお伺いしたいのが、この数年の農業委員会の活動状況ということで、届け出と許可件数、要するに、農業委員会で審議すべき許可のそういったものに対する取り扱いと事務局長の決裁で済む届け出、これについてこの数年間の動きというのが、どういうふうなことをされているか。まずこれが1点です。

参事兼観光経済課長     それでは、今、改正農業法の施行する前の、今までの農業委員会にとっての所掌事務について説明させていただきます。

まず、24年度につきましては、全体で15件の懸案がございました。そのうち、届け出事務が12件ですね。そして、25年に参りますと、要は4条、5条関係の届け出につきましては11件。それと、26年に参りますと7件。27年に参りますと、ふえまして20件。このような届け出事務になっております。あとは、全体的には、ほかには5条関係の市街化区域内の県への申請とか、そこら辺の事務になっております。私が、事務局長決裁では、その以上でございます。

2 番 田 代     数字がいろいろ動いててわかりにくかったんで、細かいことは要らないですから、26年と7年で結構ですから、届け出が何件、事務局長決裁の届け出が何件、委員会で審議する許可件数が何件、合計で何件。シンプルな回答をお願いします。

参事兼観光経済課長     それでは、26年につきましては、全体で11件、届け出関係が7件。27年につ

きましては、すべて届け出関係の事務でございます。

2 番 田 代 それは何件。

参事兼観光経済課長 20件です。

2 番 田 代 26年の件数が、全部で11件中、届け出が7というお話だったんですけど、許可件数は4件ということですかね。それと、その内訳をちょっと説明、お願いしたいと思います。

参事兼観光経済課長 3条関係のものでございまして、譲受人が町内にいらっしゃる方の権利移動になります。

2 番 田 代 近年、松田町の場合はこういった傾向が多いと思います。事務局長決裁の届け出が大半で、比較的、開発関係で非常に難しい地域にとって懸案の事項が来たときに、農業委員会というのは過去に、私が知っている限りでは10年以内に1件、2件ほど起こっております。それ以外というのは比較的、許可の関係でも今、権利関係ですよ。比較的、難しくないのが多いのかなというふうに感じております。その中でですね、私ここで話ししたいのは、この条例については問題ないと思うんですけども、松田町として農業委員会のあり方。今すぐではなくて、当然、今回の内容については29年7月19日まで存続されるんですけども、その次もこういった形で存続はされていいのかなという考えもあります。でも一方で、この農業委員会について、例えば、これ仮ですよ。農と緑の協議会的なものを設置して、必要に応じて専門的な方に審議していくと。そういう考えも一つあっていいのかなということなんで、これについて町長どうでしょうかね。そういったものについて少し、農業委員会のあり方について、少し時間をかけて検討していただくような方策ということについて、お伺いしたいと思います。

副 町 長 貴重な御意見ありがとうございます。今、担当の課長のほうからもですね、許認可事務、また届け出事務についての詳細な数値を報告させていただきましたが、今までは確かにですね、そのような事務が主な農業委員会の仕事かなというふうに考えています。きのうも全員協議会の中でもですね、御説明させていただいた、やはり農業の振興ということを考えてまいりますと、やはりこういう農業委員会という組織も必要かというふうに考えます。また、その中で

すね、一方的に、じゃあ必要だから、それでいこうということではなく、今の田代議員がおっしゃったようにですね、やはりそれを、意見をですね、聞く場ということもですね、必要になってくるかなというふうに思いますので、来年の7月の19日の改選というまでの限られた期間ではございますけども、そのような意見交換の場というのはですね、設けさせていただいて、広い意見の中でですね、しっかりとした方向性は出して決めていきたいなというふうには考えております。以上です。

2 番 田 代 今、29年の改選までというお話ありましたけども、このあり方についてはもう少し時間をかけた中で、非常に大事なことなんで、協議いただければなど。と申しますのは、平成19年に機構改革をやって、結構大きい課を減らしたときに、農業委員会もどうするかという話が出たのを私、記憶があります。そのときにやはり町として、寄地区で開発絡みで結構大きな問題が出始めてたときに、やはりそういった専門的な機関は必要であろうというふうなことで農業委員会が存続したような記憶があります。ただ、また時代が変わって、いろんな多様な対応というのも考えていいのかなと。そのときに、必要に応じて、本当に行政で判断できないときに専門集団のそういった協議会のようなものを、農業委員会にかわるものを立ち上げることによって、また一つ独自の行政ができるのかなという考えもありますので、ぜひ時間をかけて検討をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町農業委員会委員の定数に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。